



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

279	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	2
280	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	( " ).....	2
281	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " ).....	2
282	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
283	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	3
284	〃	( " ).....	3
285	〃	( " ).....	3
286	〃	( " ).....	3
287	指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	4
288	〃	( " ).....	4
289	大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	4
290	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	5
291	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	5
292	林業種苗生産事業者の登録証記載事項の変更	( " ).....	5
293	知事管理漁獲可能量の設定	(資源管理課).....	6
294	知事管理漁獲可能量の変更	( " ).....	6
295	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課).....	6
296	公共測量の終了	( " ).....	7
297	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	7
298	〃	( " ).....	7
299	〃	( " ).....	8
300	〃	( " ).....	8
301	〃	( " ).....	9
302	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
303	〃	( " ).....	9
304	〃	( " ).....	10
305	道路の供用開始	( " ).....	10
306	〃	( " ).....	10
307	道路の区域変更	( " ).....	11
308	道路の供用開始	( " ).....	11
309	道路の区域変更	( " ).....	11
310	道路の供用開始	( " ).....	12
311	道路の区域変更	( " ).....	12
312	道路の供用開始	( " ).....	12

- 313 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 13
- 314 漁港漁場整備法による特定漁港施設の運営の事業認定 (港湾空港振興課)..... 13

○ 選挙管理委員会告示

- \*19 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正 ..... 14

告 示

和歌山県告示第279号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3061590042	合同会社ウイル	あおい訪問看護ステーション	和歌山県有田市辻堂656-3	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.3.1

和歌山県告示第280号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3062590140	串本町	くしもと町立病院訪問看護ステーション	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台691番地7	訪問看護	令和5.3.1	令和11.2.28
3071001493	合同会社VERY	ベリー介護サービス	和歌山県橋本市隅田町河瀬791番地の33	訪問介護	令和5.3.1	令和11.2.28

和歌山県告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3062590132	那智勝浦町	訪問看護ステーションちょうりつ	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満1185番地4	訪問看護	令和5.3.1	令和11.2.28
				介護予防訪問看護	令和5.3.1	令和11.2.28

## 和歌山県告示第282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200345	はまゆう作業所	田辺市上屋敷2-18-6	就労継続支援A型	特定非営利活動法人はまゆう作業所	田辺市上屋敷2-18-6	令和5.3.1

## 和歌山県告示第283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021500370	エーアイGH	有田市箕島1347-1	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	株式会社サザンクロス	有田市野699番地	令和5.3.1

## 和歌山県告示第284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012000372	ふわっぴー	御坊市湯川町富安1880-1	就労継続支援B型	特定なし	株式会社なつめ	御坊市湯川町財部947-2	令和5.3.1

## 和歌山県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011610510	就労継続支援b型ようそろ	有田郡広川町広578-1	就労継続支援B型	身体障害者（肢体不自由者に限る。） 知的障害者 精神障害者	一般社団法人朝風会	有田郡広川町唐尾240	令和5.3.1

## 和歌山県告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012125 245	ヘルパーステーションあさがお	日高郡日高町比井447	居宅介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	合同会社宝樹	日高郡日高町比井393-1	令和 5.3.1

#### 和歌山県告示第287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
株式会社エクセレント	和歌山市駕町56	訪問看護ステーションつづみ	令和 5.3.1

#### 和歌山県告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
国民健康保険野上厚生病院組合	海草郡紀美野町小畑198番地	のかみ訪問看護ステーション	令和 5.3.1

#### 和歌山県告示第289号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジュンテンドー野上店  
和歌山県海南市野上中字寺中501番外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和4年和歌山県告示第1184号
- 3 意見の概要  
なし
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4）  
海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年3月10日から同年4月10日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

---

**和歌山県告示第290号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業矢田池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年3月13日から同年4月10日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局農林水産振興部農地課及び湯浅町産業建設課

---

**和歌山県告示第291号**

令和5年和歌山県告示第186号（以下「告示第186号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

道上禮朗

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第186号のとおり

---

**和歌山県告示第292号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者から登録証の記載事項の変更について届出があったので、同法第16条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

登録 番号	生産事業者		変更事項	変更前	変更後
	氏名又は 名称	住 所			
7810	中辺路町森林 組合	田辺市中辺路町川 合1434番地の1	生産事業者の氏名又は 名称及び住所	中辺路町森林組合 田辺市中辺路町栗栖川 163番地1	中辺路町森林組合 田辺市中辺路町川合14 34番地の1
			事業所の名称及び所在 地	中辺路町森林組合 田辺市中辺路町栗栖川 163番地1	中辺路町森林組合 田辺市中辺路町川合14 34番地の1

和歌山県告示第293号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろに係る令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和5年2月28日付けて定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量	和歌山県資源管理方針第3の2に 規定する留保枠の量
和歌山県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	10.3トン	2.9トン
和歌山県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	15.6トン	
和歌山県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	9.7トン	1.8トン
和歌山県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	5.9トン	

和歌山県告示第294号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき定めたくろまぐろに係る令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和5年3月1日付けて変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量	和歌山県資源管理方針第3の2に 規定する留保枠の量
和歌山県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	14.7トン	2.0トン
和歌山県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	18.4トン	
和歌山県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	11.4トン	1.0トン
和歌山県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	19.8トン	

和歌山県告示第295号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 処分をした年月日 令和5年3月1日
- 2 処分を受ける者

- (1) 商号 長岡組
- (2) 代表者氏名 長岡清則
- (3) 主たる営業所の所在地 伊都郡かつらぎ町佐野865番地
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般・特-4）第10600号

### 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

### 4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

### 5 期間

令和5年3月11日から同月13日までの3日間

### 6 処分の原因となった事実

代表者は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反し、他法令違反と併せて罰金刑に処せられ、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

## 和歌山県告示第296号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき印南町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 令和4年8月1日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡印南町の一部

## 和歌山県告示第297号

和歌山県和歌山市北出島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
令和3年4月1日から令和4年11月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市北出島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市北出島の一部地区
- 5 認証年月日  
令和5年3月1日

## 和歌山県告示第298号

和歌山県新宮市高田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年3月10日

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和4年3月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県新宮市高田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県新宮市高田の一部地区
- 5 認証年月日  
令和5年3月1日

**和歌山県告示第299号**

和歌山県紀の川市桃山町黒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
令和3年3月26日から令和4年11月8日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市桃山町黒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市桃山町黒川の一部地区
- 5 認証年月日  
令和5年3月1日

**和歌山県告示第300号**

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期  
令和2年5月26日から令和4年11月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大畑の一部地区
- 5 認証年月日  
令和5年3月1日



## 和歌山県告示第301号

和歌山県伊都郡九度山町大字九度山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期  
平成2年4月1日から平成4年3月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡九度山町大字九度山の一部地区
- 5 認証年月日  
令和5年3月1日

## 和歌山県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町徳蔵字中相188番地先から同町徳蔵字白田156番6地先まで	旧	7.60 } 15.20	100.00	
同上	新	10.10 } 15.20	100.00	

## 和歌山県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字中井原字大井垣内61番1地先から同町大字中野字砦181番1地先まで	旧	5.19 ） 12.90	534.30	

和歌山県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市井辺字嘉勢淵676番1地先から同市井辺字嘉勢淵240番8地先まで	旧	7.10 ） 7.97	70.45	
同上	新	7.11 ） 30.38	70.45	

和歌山県告示第305号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 和歌山野上線

供用開始の区間 和歌山市井辺字嘉勢淵676番1地先から同市井辺字嘉勢淵240番8地先まで

供用開始の期日 令和5年3月10日

和歌山県告示第306号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 和歌山野上線

供用開始の区間 和歌山市森小手穂字北沖田680番1地先から同市森小手穂字堂ノ東310番1地先まで

供用開始の期日 令和5年3月10日

**和歌山県告示第307号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 西脇梅原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市木ノ本字石橋569番8地先から同市木ノ本字石橋560番5地先まで	旧	6.40 ） 7.55	122.64	
同上	新	8.57 ） 9.59	122.64	

**和歌山県告示第308号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 西脇梅原線

供用開始の区間 和歌山市木ノ本字石橋569番8地先から同市木ノ本字石橋560番5地先まで

供用開始の期日 令和5年3月10日

**和歌山県告示第309号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 沖野々森小手穂線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市相坂字西広見594番1地 先から同市相坂字西広見581番1 地先まで	旧	8.29 } 14.84	172.40	
同上	新	11.07 } 18.51	172.40	

**和歌山県告示第310号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 沖野々森小手穂線

供用開始の区間 和歌山市相坂字西広見592番3地先から同市相坂字西広見581番1地先まで

供用開始の期日 令和5年3月10日

**和歌山県告示第311号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 有田港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田市港町字西ノ濱845番30地 先から同市港町字西ノ濱843番5 地先まで	旧	2.81 } 5.53	193.02	
同上	新	5.36 } 7.09	193.90	

**和歌山県告示第312号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 有田港線

供用開始の区間 有田市港町字西ノ濱845番30地先から同市港町字西ノ濱843番5地先まで

供用開始の期日 令和5年3月10日

## 和歌山県告示第313号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3611	岩出市北大池字大坪53番の一部、里道、水路	大阪府岸和田市箕土路町一丁目9番5号 株式会社向建 代表取締役 中嶋勉	令和 5.2.22	6.00	73.46

## 和歌山県告示第314号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第2項の規定により、次のとおり特定漁港施設の運営の事業認定をしたので、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第11条の7の規定により公表する。

令和5年3月10日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 申請者の氏名又は名称

大阪府松原市河合六丁目163番地1

株式会社岸化学 代表取締役 岸左江子

## 2 特定漁港施設の運営の事業の名称

田辺漁港江川地区衛生管理高度化事業（以下「衛生管理高度化事業」という。）

## 3 特定漁港施設の運営の事業の内容

田辺漁港で水揚げされた漁獲物（水産物加工残渣等）と周辺漁港等の漁獲物（水産物加工残渣等）を集約し、漁港内に適地を確保することで、漁獲物（水産物加工残渣等）の早期収集や性状変化を抑制する加工を速やかに行うなど、鮮度を保持した状態でその物をレンダーリング処理場に出荷することができる。その結果、より優良なリサイクル製品（魚油、魚粉等）に加工が可能となる。

また、これらにより、田辺漁港はもとより周辺地域漁港等の衛生面の向上を図り衛生管理の高度化に資する。

## 4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模及び配置

## (1) 名称及び規模

名 称	規 模
加工処理施設用地	1,260.13㎡

## (2) 配置

別図のとおり（別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

5 貸付けを受けようとする特定漁港施設の貸付期間及び利用形態

(1) 貸付期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

(2) 利用形態

衛生管理高度化事業の実施のために使用し、善良な管理者の注意をもって、施設の維持保全に努める。

6 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者は平成24年11月13日に法人として設立されたものであり、それ以前は、役員の一である岸小三郎が個人事業主（屋号 岸化学）として、平成21年3月26日から、特定漁港施設を県から賃借し衛生管理高度化事業を行っていた。

株式会社岸化学として法人化した後も、法第37条の2第2項の認定を受け、衛生管理高度化事業を継続して行っているところであるが、今回、当該特定漁港施設の貸付期間を更新するため、申請者から認定申請書の提出があったものである。

7 縦覧期間、縦覧場所及び意見書の処理の経過

令和5年2月10日から同月17日まで和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部において公衆の縦覧に供した。

縦覧期間中における意見書の提出はなかった。

8 認定の理由

漁港漁場整備法第37条の2第1項に規定する事業者の認定に係る基準に適合しているとともに、田辺漁港における衛生面の課題解決、更には高度化を図ることができ、水産物加工残渣の完全リサイクルによる再資源化など循環型社会の形成を推進することができる。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年3月10日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

社会福祉法人守皓会特別養護老人ホーム 田 鶴 苑	有田市宮崎町911番地	を
-----------------------------	-------------	---

社会福祉法人守皓会特別養護老人ホーム 田 鶴 苑	有田市宮崎町841番地1	に、
-----------------------------	--------------	----

有田周辺広域圏事務組合立特別養護老人ホーム 潮 光 園	有田郡湯浅町大字湯浅2600番地の3	を
--------------------------------	--------------------	---

有田周辺広域圏事務組合立特 有田郡湯浅町大字湯浅2343番地1  
別養護老人ホーム  
潮 光 園

に改める。